

準中型・中型・大型免許取得助成金交付要綱

平成22年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という。）は、トラック運送事業者のもとに正規に採用されている運転者が、雇用を継続しながら、準中型免許、中型免許又は大型免許を取得することによって、円滑な会社の運営に資するため、事業者に対して、教習所受講料等の一部を助成するものである。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、トラック運送事業者（宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。）（以下「事業者」という。）とする。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる者は、運転業務に従事している従業員のうち、自動車教習所において事業者が費用を負担する講習等を受講し、受付期間に資格試験を合格した者とする。ただし、準中型免許取得については、35歳以下の者とする

(助成額)

第4条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 準中型免許取得 1人当たり 3万円上限
- (2) 中型免許取得 1人当たり 5万円上限
- (3) 大型免許取得 1人当たり 10万円上限
- (4) けん引免許取得（中型・大型免許に限る）1人当たり 5万円上限

（注1）ただし、準中型・中型・大型免許と、けん引免許を同時に取得した場合は、準中型8万円、中型10万円、大型12万円を上限とする。

（注2）1事業者当たりの助成上限 50万円

2 この免許取得に関し、国又は地方自治体から補助金が交付される場合は、助成金を交付しない。

(助成金請求)

第5条 事業者は、雇用している運転者が準中型・中型・大型免許、または、けん引免許を取得したときは、様式1の「準中型・中型・大型免許取得助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により、助成金を請求する。

受付期間は2019年4月1日から2020年2月28日まで（予算枠に達したときは、その時点まで）とする。

(助成金交付)

第6条 前条により実績報告（助成金交付請求）を受けた宮ト協は、書類を審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本要綱に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則 本要綱は2019年4月1日から施行する。

準中型・中型・大型免許取得助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

所在地
申請者名称
代表者氏名

印

準中型免許・中型免許・大型免許等を別紙写しのとおり取得しましたので、交付要綱第5条に基づき、助成金の請求をします。

記

1. 助成申請額 _____ 円 (千円未満切捨て)

2. 準中型・中型・大型免許等取得状況

取得区分	取得した運転手名	採用年月日	免許取得年月日	助成申請額
準中型免許 中型免許 大型免許 けん引免許		年 月 日	年 月 日	円
準中型免許 中型免許 大型免許 けん引免許		年 月 日	年 月 日	円
準中型免許 中型免許 大型免許 けん引免許		年 月 日	年 月 日	円

(注) 「取得区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3. 添付書類

- (1) 免許証の写し
- (2) 自動車教習所発行の領収書の写し (会社あてのもの)
- (3) 誓約書

4. 振込先及び担当者名

振込先	金融機関	銀行・信金	支店	担当者	担当者名		
	口座番号 (普通・当座) No				TEL 番号	—	—
	(フリガナ) 口座名義				FAX 番号	—	—

【参考書式】

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

所在地

申請者名称

代表者氏名

印

誓 約 書

弊社は、下記の者の運転免許取得に対して国又は地方自治体の補助金交付申請を行わない
(行っていない) ことをお誓いいたします。

記

運転免許を取得した運転手名
